

# 第5次 綾部市 地域福祉計画

[令和7年度～令和11年度]

## 概要版

### 計画の概要

#### 計画策定の背景・趣旨

国においては、平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

本市においても本計画の施策を展開して「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進することにより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めます。

#### 地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

#### 計画の位置づけと期間

##### 位置づけ

「地域福祉計画」は、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障害者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

また、本計画は、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。

##### 期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

# 計画の基本理念と施策体系

## 基本理念

一人ひとりが主人公

幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ

本市では、「一人ひとりが主人公 幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ」を基本理念に掲げて、住民がいつまでも住み慣れた地域で安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現のため、地域における助け合い・支え合いを一層推進できる体制づくりをめざします。

| 基本目標 1     | 地域を担う人づくり                                                                                                                        | 基本目標 2     | 地域が助け合う<br>つながりづくり                                                     |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 取組の方向      | 1-1 地域福祉の風土づくり                                                                                                                   | 取組の方向      | 2-1 地域生活支援のネットワークづくり                                                   |
| 具体的な<br>方策 | ① 人権尊重社会の実現<br>② 市民の福祉意識の向上<br>③ 福祉教育・学習の推進                                                                                      | 具体的な<br>方策 | ① 顔の見える関係づくり<br>② サロン活動の促進<br>③ 世代間の交流等の促進<br>④ 災害時要支援者の支援体制の構築        |
| 取組の方向      | 1-2 地域福祉活動の担い手への支援                                                                                                               | 取組の方向      | 2-2 多様な活動の場づくり                                                         |
| 具体的な<br>方策 | ① ボランティアの育成<br>② ボランティアと市民をつなぐ<br>仕組みづくり<br>③ 民生委員・児童委員への支援<br>④ 地域福祉を推進するリーダーの<br>育成と確保                                         | 具体的な<br>方策 | ① こどもの居場所づくり<br>② 高齢者や障害のある人の社会<br>参画の推進<br>③ ニーズに応じた学習機会の提供           |
| 基本目標 3     | 福祉サービスを<br>利用しやすい仕組みづくり                                                                                                          | 取組の方向      | 2-3 民間団体との協働によるまちづくり                                                   |
| 取組の方向      | 3-1 相談窓口と情報提供の充実                                                                                                                 | 具体的な<br>方策 | ① NPO、市民活動団体の活動支援<br>② 自治会活動等への支援<br>③ 社会福祉協議会への活動支援と<br>連携            |
| 具体的な<br>方策 | ① 身近な相談窓口の整備と周知<br>② 福祉サービスや制度の周知と<br>利用促進<br>③ 成年後見制度など権利擁護に<br>関する制度の普及・啓発                                                     | 基本目標 4     | 安全・安心で暮らしやすい<br>まちづくり                                                  |
| 取組の方向      | 3-2 保健・福祉サービスの充実                                                                                                                 | 取組の方向      | 4-1 誰もが利用しやすい公共施設の整備                                                   |
| 具体的な<br>方策 | ① 市民の健康づくりの支援<br>② 安心して子どもを産み育てられ<br>る環境づくり<br>③ 誰もが安心して地域に住み<br>続けられる環境づくり<br>④ 生活困窮者に対する支援<br>⑤ 社会福祉・保健医療事業に従事<br>する人の確保と資質の向上 | 具体的な<br>方策 | ① バリアフリー、ユニバーサル<br>デザインのまちづくり<br>② 道路、公園等の整備と維持管理<br>③ 地域活動拠点の整備       |
| 取組の方向      | 3-3 地域生活課題の早期把握と支援                                                                                                               | 取組の方向      | 4-2 地域生活の基盤づくり                                                         |
| 具体的な<br>方策 | ① 地域における支援を必要とする<br>人の早期把握<br>② 専門機関との連携による支援                                                                                    | 具体的な<br>方策 | ① 安心して利用できる外出・移動<br>手段の確保<br>② 働く場の確保と安心して働ける<br>職場づくり<br>③ 防災・防犯対策の推進 |

# 重層的支援体制整備事業実施計画

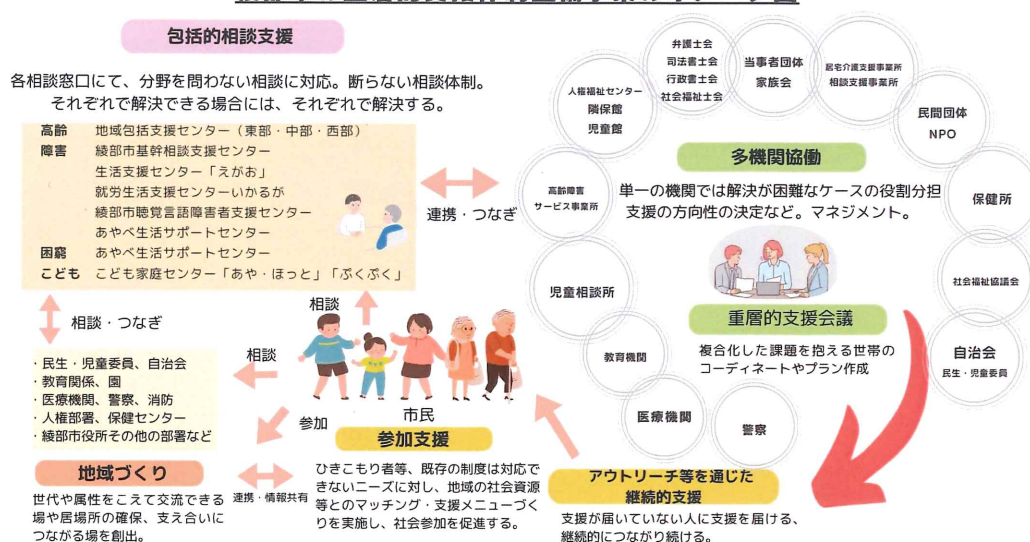
## 重層的支援体制整備事業実施計画の趣旨

社会福祉法第106条に規定する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために必要な支援体制に関する具体的な事項について定めるものです。

## 本市の重層的支援体制整備事業について

- ①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。
- 本市では令和8年度から実施予定であり、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

### 綾部市の重層的支援体制整備事業のイメージ図



# 成年後見制度利用促進基本計画

## 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るために策定するものです。

## 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする方が利用できるよう、制度の周知と普及、地域の支援者や関係機関、司法専門職による地域連携体制の充実、本人を中心とした成年後見人等も構成員となる権利擁護支援チームへの支援が必要です。地域連携ネットワークの中核機関である綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進を図ります。

1.

成年後見制度の周知と普及

2.

地域連携ネットワークによる  
権利擁護支援チームへの支援

3.

地域連携ネットワークの  
機能強化

# 再犯防止推進計画

## 再犯防止推進計画の趣旨

犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰するとともに、市民の犯罪被害を防止するため、地域や関係機関との連携を図る中で、すべての市民に寄り添い、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

## 本市の再犯防止に関する取組

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援  
● 就労の確保    ● 住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等  
● 高齢者、障害のある人等への支援等    ● 薬物依存を有する人への支援等
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- (5) 民間協力者の活動の促進等
- (6) 地域による包摂を推進
- (7) 再犯防止に向けた基盤の整備等

# 計画の推進に向けて

## 計画の推進

本市では、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、ボランティア団体等と行政が互いに連携し、それぞれの主体的な活動を推進しながら協力して活動を進めることが重要であることを認識して、計画の施策を着実に実行していきます。

## 計画の評価

本計画の推進にあたり、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてP D C A（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

## 第5次 綾部市地域福祉計画

[令和7年度～令和11年度]

概要版

[発行・編集] 綾部市役所 社会福祉課  
〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1  
[TEL] 0773-42-4250 [FAX] 0773-42-8953  
[発行年月] 令和7年3月